

ID: 292

担当部署: 上下水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	八頭町簡易水道事業給水条例 第41条及び第42条		
例規番号	平成17年条例第159号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(過料)</p> <p>第41条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第6条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2) 正当な理由がなくて第16条第2項のメーターの設置、第25条の使用水量の計量、第32条の検査、第35条の給水の停止を拒み又は妨げた者</p> <p>(3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 第23条の料金、第24条の加入手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第42条 町長は、詐欺その他不正行為によって第23条の料金又は第24条の加入手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日